

主な手続き窓口のご案内

子どもが生まれた場合

お気軽に職員に声をおかけください。

鶴見区役所（代表電話）

電話 06-6915-9986

出生届

※ 子どもが生まれてから14日以内に届け出してください。

1階 3番窓口

窓口サービス課（住民情報）
(6915-9961)

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険に加入している世帯の方

加入の届出

出産育児一時金の申請
(受給要件があります)

3階 31番窓口

窓口サービス課（保険）
(6915-9956)

◎ 保健・福祉のこと

既婚の方

児童手当の申請

(子ども出生から15日以内)

こども医療費助成の申請

ひとり親家庭医療費助成の申請

児童手当の申請

(子ども出生から15日以内)

児童扶養手当の申請

1階 12番窓口

保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

未婚の方

母子手帳をお持ちの方

保育所入所中、申請中の方

出生連絡はがきの届出

世帯構成員数の変更等の届出

1階 11番窓口

保健福祉課（健康づくり）
(6915-9882)

1階 12番窓口

保健福祉課(子育て支援)
(6915-9107)

令和7年12月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続方法などが変わる場合がありますので、ご承知おき願います。 作成：鶴見区役所